

日本政策金融公庫(中小事業)における海外展開支援について

日本政策金融公庫(中小事業)では、海外事業において必要となる資金の融資業務や経営相談への対応等の情報提供業務を活用しながら、中小企業の海外展開を積極的に支援しています。

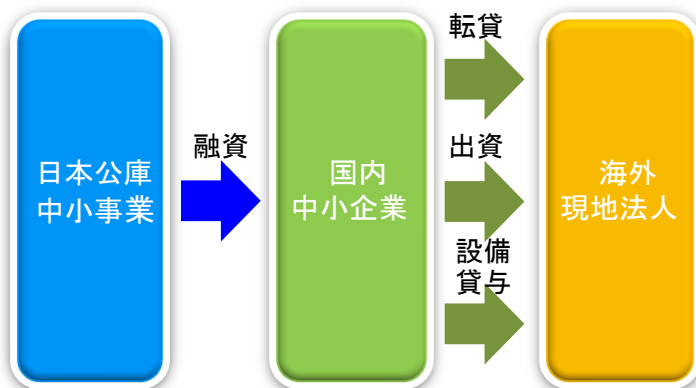
※約4,500社のお取引先現地法人が海外で活躍しています。

【融資業務(海外展開支援資金)】

<制度概要>

貸付対象	経済の構造的変化に適応するために海外展開することが経営上必要であり、本邦内に事業活動拠点を存続する等の要件を満たす中小企業者
貸付限度	7億2千万円
貸付期間	設備資金15年以内、長期運転資金7年以内
据置期間	設備資金3年以内、長期運転資金2年以内
貸付利率	基準利率(貸付期間5年以内:1.75%(平成23年2月9日現在)) ※標準的な利率であり、適用利率は、信用リスク等に応じて所定の利率を適用 ※無担保貸付の場合は、適用利率から0.3%を引下げ

<スキーム図>



<融資実績>

	19年度	20年度	21年度	22年度 (※)
件数	7件	7件	6件	209件
金額	6.9億円	4.2億円	5.0億円	102.8億円

(※)平成22年度は、平成23年1月末実績

創設(昭和62年創設)累計は1,400件を超過！！

平23年度より、以下の拡充が行われます。

(1)融資対象の拡充

海外現地法人の支援対象要件を、従来の公庫法に定める中小企業者の定義から、資本金は3倍、従業員は2倍まで拡充

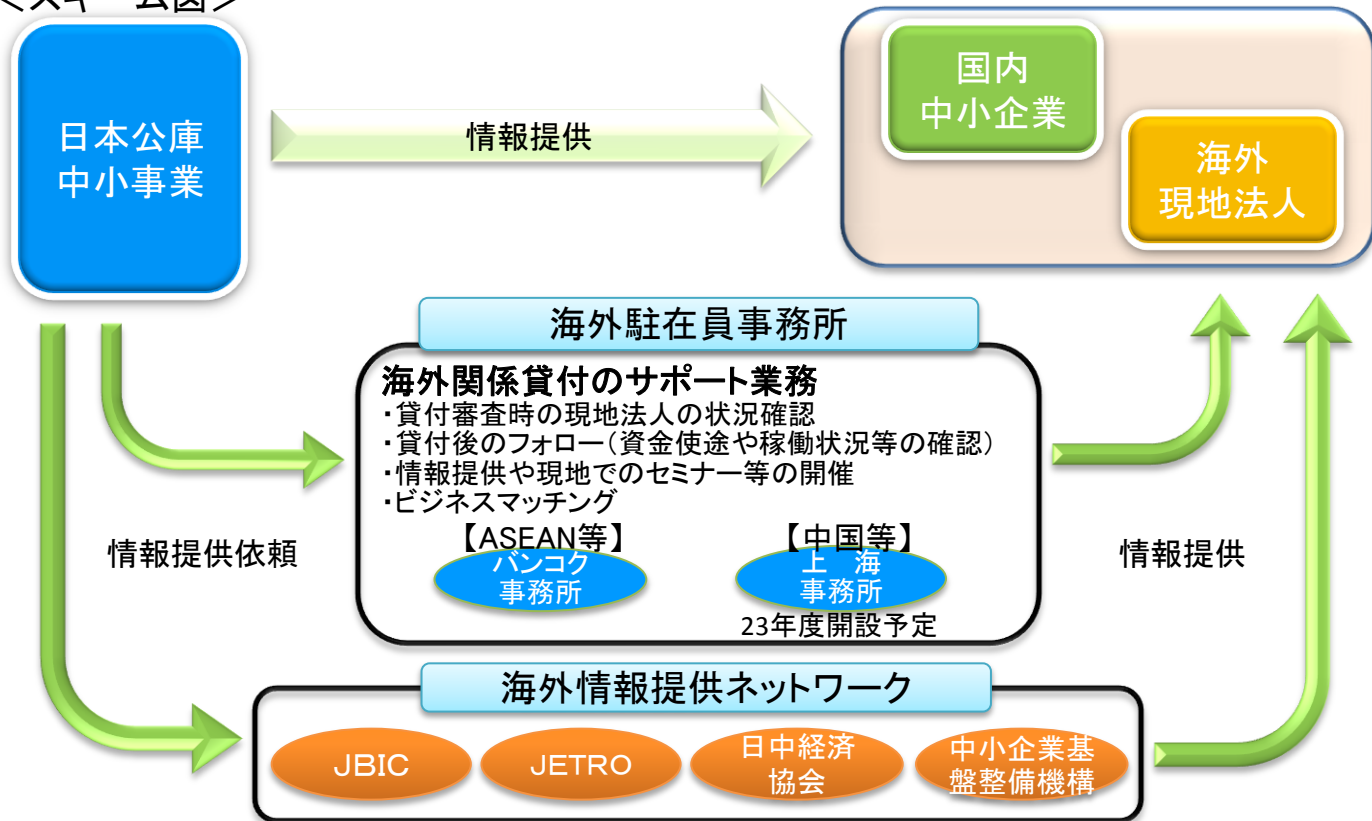
(2)貸付利率の引下げ

① 海外展開により、一定の利益率の確保や、国内雇用の維持が見込まれること等の要件を満たす者は、特別利率②(基準利率-0.65%)を適用

② 無担保貸付の場合の引下げ幅を0.3%から0.5%に拡充

【情報提供業務】

<スキーム図>



- 日本政策金融公庫(中小事業)では、融資による支援のほか、経営相談に積極的に対応し、課題解決に向けた情報提供等支援を行っています。その一環として、アセアン主要国、中国の主要都市において交流会(セミナー等)やビジネス商談会を開催し、お取引先の現地でのネットワーク構築を支援しています(平成22年度は、7箇所で開催)。
- また、国内各支店においても、JETROなど関係機関と連携し、中国・アセアン地区を対象とした中小企業向け海外投資セミナーを実施しており、海外投資にかかる情報提供を行っています。

(参考:平成22年度における現地ネットワーク構築支援)

開催日	場所	内容・テーマ
22年6月3日	中国(大連)	【セミナー】「最近の中国税務の動きについて」、「最近の雇用環境からみた労務管理上の留意点」
7月28日	タイ(バンコク)	【ビジネス商談会】現地企業とのマッチング
9月30日	ベトナム(ハノイ)	【セミナー】「インフラ整備等へのベトナム政府の対応」、「ベトナム人従業員の育成」
11月18日	中国(上海)	【セミナー】「最近の労働問題とその対策」、「華東地区におけるビジネス環境の変化」
12月2日	マレーシア(クアラルンプール)	【意見交換会】「労務管理」をテーマした参加者同士での意見交換
23年2月9日	タイ(バンコク)	【セミナー】「タイDENSOにおける人材育成の重要性と具体策」
3月3日(予)	中国(深セン)	【セミナー】「現地法人運営のポイント」、「華南地区におけるビジネス環境の変化」

お問い合わせ先: 相談センター 0120-154-505
 その他、最寄りの日本政策金融公庫(中小事業)の窓口にお問い合わせください。
 (窓口一覧: <http://www.c.jfc.go.jp/jpn/bussiness/nw/index.html>)